

佐賀県農業構造改革支援事業費補助金交付要綱

制 定	平成26年	4月1日	農産第	329号
一部改正	平成26年	11月4日	農産第	1744号
				佐賀県生産振興部長通知
一部改正	平成28年	4月1日	農産第	14号
				佐賀県農林水産部長通知
一部改正	平成29年	12月1日	農産第	1768号
				佐賀県農林水産部長通知
一部改正	平成31年	4月1日	農産第	78号
				佐賀県農林水産部長通知
一部改正	令和元年	5月31日	農産第	592号
				佐賀県農林水産部長通知
一部改正	令和3年	3月31日	農産第	2348号
				佐賀県農林水産部長通知
一部改正	令和5年	12月1日	農経第	2105号
				佐賀県農林水産部長通知
一部改正	令和6年	4月5日	農経第	461号
				佐賀県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条の規定により佐賀県農地中間管理機構（以下「機構」という。）として指定した公益社団法人佐賀県農業公社、市町（以下「補助事業者」という。）が行う農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の推進等に必要な経費及び実施要綱第3の2に規定する協力金の交付に要

する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及び機構集積協力金交付事業の配分基準の設定について（令和5年7月19日付け農経第625号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象経費及び補助率）

第2条 第1条に規定する補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（暴力団の排除）

第3条 実施要綱第3の2の協力金及び奨励金を受け取る者等（以下「交付対象者」という）は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （4） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 交付対象者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(流用の禁止)

第4条 補助事業者は別表の対象経費の欄に掲げる次の流用をしてはならない。

- (1) 1の(1)及び(2)の経費の相互間における流用
- (2) 2の(1)及び(2)の事業に係る経費と(3)の事業に係る経費の相互間の流用

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要綱、適正化法、適正化法施行令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 第5条の規定による補助金交付申請書の記載事項を変更しようとするときは、遅滞なく変更承認申請書(別記様式第2号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金額に影響を及ぼさない別表に規定する重要な変更以外の変更についてはこの限りではない。
- (5) 補助事業を行うため契約を締結する場合には、原則として3人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由等を事前何等で明らかにしたうえで、契約すること。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 一件の購入金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管するものとする。

(7) 補助事業者が地方公共団体の場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするために、補助金調書を作成すること。

(8) 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを知事に提出すること。

(9) 市町は、協力金の交付に際しては、交付対象者に対し、(1)に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

ア 交付対象者が、第3条の規定に該当することが判明したときは、協力金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを市町の長に提出すること。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、知事が必要と認めた場合は、概算払いで交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、別記様式第3号のとおりとする。

（状況報告）

第8条 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとし、その提出部数は1部とする。ただし、別記様式3号の1による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に

代えることができるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 第5条第3項ただし書きの規定により、当該補助金に係る消費税相当額を減額しないで交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第5条第3項ただし書きの適用を受けて交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合または当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(適正化法第15条の規定による確定をいう。)の日の翌年5月30日までに、同様式により、知事に報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日(補助金の全額を概算で交付した場合は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

2 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得金額が50万円以上の機械及び器具とする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のみに使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取り扱いについては、佐賀県個人情報保護方針 (<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) で定めるとおりとする。

(その他)

第12条 その他本要綱に定めのない事項については、県農業経営課長が別に定めるものとする。

附 則 (平成26年4月1日付け農産第329号)

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則 (平成28年4月1日付け農産第14号)

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則 (平成29年12月1日付け農産第1768号)

この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則 (平成31年4月1日付け農産第78号)

この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則 (令和元年5月31日付け農産第592号)

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則 (令和3年3月31日付け農産第2348号)

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則 (令和5年12月1日付け農経第2105号)

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則 (令和6年4月5日付け農経第461号)

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

別表

対象経費	補助率	重要な変更の内容
<p>1 農地中間管理機構事業費</p> <p>機構が行う農地中間管理事業の推進等に必要な次の経費</p> <p>(1) 借受農地管理等事業費</p> <p>機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費</p> <p>(2) 農地中間管理機構運営事業費</p> <p>機構の運営及び業務委託等に必要な経費</p>	10/10 以内	事業の新設または廃止
<p>2 機構集積協力金交付事業費</p> <p>市町が行う実施要綱第3の2に規定する協力金の交付に要する次の経費</p> <p>(1) 地域集積協力金交付事業費</p> <p>実施要綱別記2の第3の1に規定される協力金</p> <p>(2) 集約化奨励金交付事業費</p> <p>実施要綱別記2の第3の2に規定される協力金</p> <p>(3) 機構集積協力金推進事業費</p> <p>(1) 及び(2)の協力金及び奨励金の交付に要する経費</p>	10/10 以内	事業の新設または廃止